

地方税の取扱い（その1）について

地方税の取扱い（その1）について、次のとおり確認を求める。

平成15年1月31日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

地方税の取扱い（その1）について
2市2町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。
1 個人市民税の均等割の税率については、地方税法第310条の規定により、2,500円とする。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
2 個人市民税の普通徴収に係る納期については、西条市の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
3 法人市民税の法人税割の税率については、西条市、東予市の例（制限税率 14.7%）による。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
4 固定資産税の納期については、西条市の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
5 軽自動車税の納期については、東予市の例により調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	地方税の取扱い(その1)				細項目	
事務事業名					専門部会名	財務部会 分科会名 税務分科会
調整方針	<p>2市2町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 個人市民税の均等割の税率については、地方税法第310条の規定により、2,500円とする。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 個人市民税の普通徴収に係る納期については、西条市の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 法人市民税の法人税割の税率については、西条市、東予市の例(制限税率 14.7%)による。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 固定資産税の納期については、西条市の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 軽自動車税の納期については、東予市の例により調整する。 					
区分・現況	西条市	東予市	丹原町	小松町	課題	具体的な調整内容
個人市(町)民税	1 納税義務者 1月1日現在、市内に住所を有する個人等(実情は個人に限定)	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	地方税法第294条に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。
	2 均等割の税率 年額2,500円	2 均等割の税率 年額2,000円	2 均等割の税率 東予市と同じ	2 均等割の税率 東予市と同じ	人口区分の違いにより、西条市と他の1市2町とで均等割の税率(年額)に違いがある。	均等割の税率は、地方税法第310条の規定により、2,500円とする。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 参考 地方税法第310条の人口区分 人口50万以上の市：年額3,000円 人口5万以上50万未満の市：2,500円 上記以外の市並びに町村：2,000円
	3 所得割額の税率 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 12%	3 所得割額の税率 西条市と同じ	3 所得割額の税率 西条市と同じ	3 所得割額の税率 西条市と同じ	地方税法第314条の3に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。
	4 納期(普通徴収) 第1期 6月1日~同30日 第2期 8月1日~同31日 第3期 10月1日~同31日 第4期 1月5日~同31日	4 納期(普通徴収) 第1期 西条市と同じ 第2期 西条市と同じ 第3期 西条市と同じ 第4期 1月1日~同31日	4 納期(普通徴収) 第1期 6月16日~同30日 第2期 西条市と同じ 第3期 西条市と同じ 第4期 東予市と同じ	4 納期(普通徴収) 第1期 西条市と同じ 第2期 西条市と同じ 第3期 西条市と同じ 第4期 東予市と同じ	第1期及び第4期の始期が異なる。	納期は、西条市の例を基本に調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	地方税の取扱い(その1)				細項目																															
事務事業名					専門部会名	財務部会 分科会名 税務分科会																														
調整方針																																				
区分・現況	西条市	東予市	丹原町	小松町	課 題	具体的な調整内容																														
法人市(町)民税	1 納税義務者 (1)市内に事務所又は事業所を有する法人 (2)市内に事務所又は事業所を有しなく、寮等の施設を有する法人及び市内に事務所又は事業所又は寮等を有しない社団又は財団で代表者又は管理人を定めるもの	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	地方税法第294条に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。																														
	2 均等割税率 <table border="1"> <tr> <td>資本金</td> <td>従業員</td> <td>税額</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>10億円～50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>1億円～10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>50人以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円～1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>50人以下</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>前各号に掲げる法人以外の法人</td> <td></td> <td>5万円</td> </tr> </table>	資本金	従業員	税額	50億円超	50人超	300万円	10億円～50億円以下	50人超	175万円	10億円超	50人以下	41万円	1億円～10億円以下	50人超	40万円	"	50人以下	16万円	1千万円～1億円以下	50人超	15万円	"	50人以下	13万円	1千万円以下	50人超	12万円	前各号に掲げる法人以外の法人		5万円	2 均等割税率 西条市と同じ	2 均等割税率 西条市と同じ	2 均等割税率 西条市と同じ	地方税法第312条に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。
	資本金	従業員	税額																																	
	50億円超	50人超	300万円																																	
10億円～50億円以下	50人超	175万円																																		
10億円超	50人以下	41万円																																		
1億円～10億円以下	50人超	40万円																																		
"	50人以下	16万円																																		
1千万円～1億円以下	50人超	15万円																																		
"	50人以下	13万円																																		
1千万円以下	50人超	12万円																																		
前各号に掲げる法人以外の法人		5万円																																		
3 法人税割税率 14.7%(制限税率)	3 法人税割税率 西条市と同じ	3 法人税割税率 12.3%(標準税率)	3 法人税割税率 丹原町と同じ	2市が制限税率で、2町が標準税率である。	法人税割の税率は、西条市、東予市の例(制限税率14.7%)による。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。																															
4 申告・納期 事業年度終了の日から2ヶ月以内の確定申告・納付、また事業年度開始の日から6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内の中間申告・納付	4 申告・納期 西条市と同じ	4 申告・納期 西条市と同じ	4 申告・納期 西条市と同じ	4 申告・納期 西条市と同じ	地方税法第321条の8に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。																														

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	地方税の取扱い(その1)				細項目		
事務事業名					専門部会名	財務部会	分科会名 税務分科会
調整方針							
区分・現況	西条市	東予市	丹原町	小松町	課 題	具体的な調整内容	
固定資産税	1 納税義務者 1月1日現在、市内に所在する固定資産の所有者	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	地方税法第343条に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。	
	2 税率 1.4%	2 税率 西条市と同じ	2 税率 西条市と同じ	2 税率 西条市と同じ	地方税法第350条に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。	
	3 免税点 土地 30万円 家産 20万円 償却資産 150万円	3 免税点 西条市と同じ	3 免税点 西条市と同じ	3 免税点 西条市と同じ	地方税法第351条に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。	
	4 納期 第1期 4月1日～同30日 第2期 7月1日～同31日 第3期 9月1日～同30日 第4期 12月1日～同27日	4 納期(平成15年度から) 第1期 西条市と同じ 第2期 西条市と同じ 第3期 西条市と同じ 第4期 12月1日～同25日	4 納期 第1期 4月16日～同月30日 第2期 西条市と同じ 第3期 12月1日～同月25日 第4期 2月1日～同月末日	4 納期 第1期 西条市と同じ 第2期 西条市と同じ 第3期 丹原町と同じ 第4期 2月1日～同28日	それぞれの納期が異なる。	納期は西条市の例を基本に調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれ旧市町の例による。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	地方税の取扱い(その1)				細項目	
事務事業名					専門部会名	財務部会 分科会名 税務分科会
調整方針						
区分・現況	西条市	東予市	丹原町	小松町	課 題	具体的な調整内容
軽自動車税	1 納税義務者 4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車等の所有者	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	地方税法第442条の2に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。
	2 税率(標準税率) 区分 種別 税額 原動機付自転車 " 50cc以下 1,000円 " 90cc以下 1,200円 " 125cc以下 1,600円 " ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪 2,400円 " 3輪 3,100円 " 4輪乗用営業用 5,500円 " 4輪乗用自家用 7,200円 " 4輪貨物営業 3,000円 " 4輪貨物自家用 4,000円 " 専ら雪上を走行するもの 2,400円 小型特殊 農作業用 1,600円 " その他 4,700円 2輪の小型自動車 4,000円	2 税率(標準税率) 西条市と同じ	2 税率(標準税率) 西条市と同じ	2 税率(標準税率) 西条市と同じ	地方税法第444条に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。
	3 賦課期日 4月1日	3 賦課期日 西条市と同じ	3 賦課期日 西条市と同じ	3 賦課期日 西条市と同じ	地方税法第445条に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。
	4 納期 4月11日～4月30日	4 納期 5月1日～5月31日	4 納期 5月11日～同月31日	4 納期 丹原町と同じ	納期が異なる。	納期については、東予市の例により調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	地方税の取扱い(その1)				細項目	
事務事業名					専門部会名	財務部会 分科会名 税務分科会
調整方針						
区分・現況	西条市	東予市	丹原町	小松町	課 題	具体的な調整内容
特別土地保有税	1 納税義務者 土地の取得に対し、当該土地の所有者又は取得者	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	地方税法に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。
	2 課税標準 土地の取得価格	2 課税標準 西条市と同じ	2 課税標準 西条市と同じ	2 課税標準 西条市と同じ		
	3 税率 保有分 1.4%(10年間) 取得分 3.0%	3 税率 西条市と同じ	3 税率 西条市と同じ	3 税率 西条市と同じ		
	4 免税点 5,000㎡未満	4 免税点 西条市と同じ	4 免税点 西条市と同じ	4 免税点 西条市と同じ		
	5 申告・納税 (1)保有分 1月1日現在土地保有者 5月31日 (2)取得分 1月1日前1年以内 2月末日 または7月1日前1年以内 8月31日	5 申告・納税 西条市と同じ	5 申告・納税 西条市と同じ	5 申告・納税 西条市と同じ		
市(町)たばこ税	1 納税義務者 製造たばこの製造者、特定販売業者 又は卸売販売業者	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	地方税法に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。
	2 課税標準 (1)製造紙たばこの本数 (2)本数算定たばこ(1本) 喫煙用の製造たばこ ・パイプたばこ 1グラム ・葉巻たばこ 1グラム ・刻みたばこ 2グラム かみ用の製造たばこ 2グラム かぎ用の製造たばこ 2グラム	2 課税標準 西条市と同じ	2 課税標準 西条市と同じ	2 税率 西条市と同じ		
	3 税率 1,000本につき2,668円、三級品 1,266円	3 税率 西条市と同じ	3 税率 西条市と同じ	3 税率 西条市と同じ		
	4 申告・納税 前月販売分を翌月の末日までに申告納付	4 申告・納税 西条市と同じ	4 申告・納税 西条市と同じ	4 申告・納税 西条市と同じ		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	地方税の取扱い(その1)				細項目	
事務事業名					専門部会名	財務部会 分科会名 税務分科会
調整方針						
区分・現況	西条市	東予市	丹原町	小松町	課 題	具体的な調整内容
鉱 産 税	1 納税義務者 鉱物の採掘事業者	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	1 納税義務者 西条市と同じ	地方税法に定める規定を基本に運用しており、課題なし	現行のとおりとする。
	2 課税標準 鉱物の価格	2 課税標準 西条市と同じ	2 課税標準 西条市と同じ	2 課税標準 西条市と同じ		
	3 税率 1%	3 税率 西条市と同じ	3 税率 西条市と同じ	3 税率 西条市と同じ		
	4 申告・納税 前月採掘した鉱物分を翌月の末日までに申告納付	4 申告・納税 西条市と同じ	4 申告・納税 西条市と同じ	4 申告・納税 西条市と同じ		

地方税の取扱いに関する法令

地方税法(昭和25年 法律第226号)

(地方団体の課税権)

第2条 地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。

(地方税の賦課徴収に関する規定の形式)

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

(市町村が課することができる税目)

第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りではない。

- 一 市町村民税
- 二 固定資産税
- 三 軽自動車税
- 四 市町村たばこ税
- 五 鉱産税
- 六 特別土地保有税

3 (略)

4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。

5 (略)

6 市町村は、前2項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

- 一 都市計画税
- 二 水利地益税
- 三 共同施設税
- 四 宅地開発税
- 五 国民健康保険税

7 (略)

(市町村の配置分合があつた場合の課税権の承継)

第8条の2 市町村の配置分合があつた場合においては、当該配置分合により消滅した市町村(以下本条において「消滅市町村」という。)に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利(以下本条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。)は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなった市町村(以下本条において「承継市町村」という。)の区域によって、当該承継市町村が承継する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続及び消滅市町村に対してした申告、不服申立て(異議申立て又は審査請求をいう。以下同じ。)その他の手続は、それぞれ承継市町村がした賦課徴収その他の手続及び承継市町村に対してした申告、不服申立てその他の手続とみなす。(以下 略)

(個人の均等割の税率)

第310条 第294条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる市町村においてそれぞれ当該下欄に掲げる額とする。

市 町 村	税 率
(1) 人口50万以上の市	年額 3,000円
(2) 人口5万以上50万未満の市	年額 2,500円
(3) (1)及び(2)の市以外の市並びに町村	年額 2,000円

2 前項の表を適用する場合における市町村の人口は、官報に公示された最近の人口によるものとする。ただし、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における関係市町村の人口は、政令で定めるところによつて計算したものによる。

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年 法律第6号)

(地方税の不均一課税)

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差違があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限界として不均一の課税をすることができる。

先 例 地 の 事 例

〔篠山市〕

4町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 固定資産税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。
- (2) 軽自動車税の税率及び納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める税率及び納期による。
- (3) 個人町民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取扱う。
 - ア 率については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。
 - イ 月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。

〔西東京市〕

2市で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 法人市民税の法人税割の税率は、制限税率である100分の14.7を基本とする。ただし、課税の特例措置として、地方税法に定める法人等の区分により区分した次に掲げる法人等については、それぞれ定めた税率による。
 - ア 資本金等が1億円以下の法人等 100分の12.3
 - イ 資本金等が1億円を超え10億円以下の法人等 100分の13.5
- (2) 都市計画税の税率は、100分の0.24とする。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度は、現行の税率を採用する。
- (3) 固定資産税・都市計画税・軽自動車税の納期は、保谷市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市の例による。

〔さぬき市〕

5町で差異のある税制等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 個人市民税の均等割額は、地方税法の定めにより標準税率を採用する。
- (2) 個人市民税及び固定資産税の納期は、地方税法の定める納期による。
- (3) 軽自動車税の納期は、課税客体の把握に要する事務処理期間を考慮し、5月1日から5月31日までとする。
- (4) 個人市民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱う。
 - ① 交付率は、100分の1.0とする。
 - ② 月数については、全期前納方式による算定とする。
 - ③ 交付額の上限は5万円、下限は100円とする。

〔徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会〕

2市2町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 個人市民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用する。納期は、徳山市、熊毛町、鹿野町の例により調整する。
- (2) 法人市民税の法人税割の税率は、徳山市、新南陽市、熊毛町の例により制限税率を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用する。
- (3) 固定資産税の納期は、熊毛町、鹿野町の例により調整する。ただし、第1期の納期は5月1日から5月31日とする。
- (4) 都市計画税は、徳山市、新南陽市の例により調整する。ただし、納期については、固定資産税の取扱いと同様とする。

- (5) 軽自動車税の税率は、徳山市、鹿野町の例により調整する。納期は、徳山市、熊毛町の例により調整する。
- (6) 特別土地保有税は、徳山市、新南陽市、熊毛町の例により調整する。
- (7) 入湯税は、熊毛町の例により調整する。
- (8) 鉱産税は、徳山市、熊毛町、鹿野町の例により調整する。

〔宇摩合併協議会〕

- (1) 個人住民税
 - ・均等割の税率は、2,500円（標準税率）とする。
 - ・普通徴収に係る個人住民税の納期については、川之江市の例による。
- (2) 法人市民税
 - ・法人税割の税率については、川之江市の例による。
- (3) 固定資産税
 - ・納期については、川之江市の例による。
- (4) 軽自動車税
 - ・税率については、新宮村の例による。
- (5) 市たばこ税
 - ・4市町村に相違が無いため現行どおりとする。
- (6) 特別土地保有税
 - ・川之江市の例による。
- (7) 入湯税
 - ・川之江市の例による。